

人事院公示第 28 号

人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、平成 12 年人事院公示第 4 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 4 年 12 月 16 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務
一 (略)	一 (略)
二 人事院規則 2 1—0（国と民間企業との間の人事交流）に規定する次に掲げる事項	二 人事院規則 2 1—0（国と民間企業との間の人事交流）に規定する次に掲げる事項
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
<u>(4) 第 7 条第 1 号の規定に基づき、人事院が定めることとされている不利益処分について定めること。</u>	(新設)
<u>(5) (略)</u>	<u>(4) (略)</u>
<u>(6) 第 13 条の規定に基づき、人事院が定めることとされて</u>	<u>(5) 第 13 条の規定に基づき、人事院が定めることとされて</u>

いる <u>組織</u> について定めること。 <u>(7)～(18)</u> (略) 3 (略)	いる <u>部局等</u> について定めること。 <u>(6)～(17)</u> (略) 3 (略)
---	--

- 2 この決定による改正は、令和5年1月1日から効力を発生する。